

上山市消費生活センターだより

令和6年6月発行

訪問販売トラブルにご注意ください！

訪問販売の事業者は突然自宅に来訪します。見知らぬ事業者が訪れた場合は、ドアを開けずに事業者名や要件を確認してください。

必要のない契約はキッパリと断ること、断りきれずに契約をしてしまった場合はすぐにクーリング・オフをしましょう。

【相談事例】

独居の母が、訪問販売で総額55万円もする高額な布団類を購入させられていた。

また、事業者が自宅にある布団をクリーニングすると言って持ち帰ったそうだが、契約書を見るとクリーニングではなく下取りとなっている。

クーリング・オフ期間は既に過ぎていたものの、事業者独自の返品規約があった為、返品・返金対応となり、下取りの布団も返却されたが、このような販売は問題ではないか。（50歳代 男性）



訪問販売はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフするには決められた期間内に通知書を出す必要があります。（メール等でも可）
期間が過ぎるとクーリング・オフはできないので注意しましょう。

契約書等の
受け取りから
8日間



また、事業者独自の返品規約を設けている場合もあるので、契約書の内容は細かく確認しましょう。

対応に困った際は、お早めに消費生活センターへご相談ください。



☑ 消費生活センターってどんなところ？

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、助言やあっせんを行なっています。

また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。



* 原則として、ご本人からご相談ください。

(トラブルに遭った方ご本人が、認知症や病気等で相談することが難しい場合は、介護や見守りをしている方からの相談も受け付けます)

* ご相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)をご準備頂くと、問題点の把握や助言をする際に参考になります。

* 消費生活センターでは受け付けられない相談もあります。
一例を記載いたしますのでご確認ください。



お受けできない相談例

* 事業者からの相談…消費生活センターは消費者からの相談を受け付ける窓口です。事業者から相談があった際は、事業者向けの相談窓口をご案内しています。

* 個人間取引の相談…消費生活センターは消費者・事業者間で起きたトラブルについて助言を行なっています。個人間での売買契約や金銭貸借等については助言する事が出来ないのをご了承ください。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、

消費者ホットライン ☎188 (いやや!) または、

上山市消費生活センターへご相談ください!!



【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115